

5 地球環境総合対策推進事業

【99（58）百万円】

対策のポイント

農林水産分野における排出量取引や「CO₂の見える化」を通じた新たな地球温暖化対策を推進するとともに、食料生産と生物多様性保全が両立する取組の実践を推進します。

<背景／課題>

- ・温室効果ガス排出削減目標（2020年までに1990年比25%削減）の達成に向け、農林水産分野においても排出削減・吸収の取組が拡大するよう、排出量取引や「CO₂の見える化」などの新たな地球温暖化対策を強力に推進する必要。
- ・平成22年10月に名古屋で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）においては、現行の2010年目標に代わる新たな目標が決定される予定であり、生物多様性保全への意識の向上が見込まれる中、生物多様性を保全できるような農林水産業の推進を図るとともに、我が国農林水産業が生物多様性保全に果たす役割に対する国内外の理解を高める必要。

政策目標

- 農林水産分野からの温室効果ガス排出量を排出量取引、「CO₂の見える化」を通じて10万t-CO₂削減（平成24年度）
- 農林水産業が生物多様性保全に果たす役割を理解する国民の割合50%（平成24年度）

<主な内容>

1. 国内排出量取引制度への農林水産分野からの参画支援 30（0）百万円
農林水産業から発生するメタン、一酸化二窒素等の温室効果ガスに係る新たな排出削減方法論の検討・策定を支援します。また、温室効果ガス排出削減・吸収に取り組みクレジットを創出する複数の農業者等（売り手）と企業等（買い手）とのマッチング等を通じた排出量取引制度への参画支援を行います。
（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体等）
2. 農林水産物・食品に係る「CO₂の見える化」の推進 39（58）百万円
品目別の温室効果ガス排出量算定基準の策定及び「CO₂の見える化」の試行的実施や、農産物に係る「CO₂の見える化」ルールを検討を支援します。
（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体等）
3. 生物多様性を向上させる農業の拡大の推進 30（0）百万円
生物多様性のモニタリングや営農条件等の事例収集を通じ、食料生産と生物多様性保全とを両立させる水田農業の取組の全国的な拡大を図ります。
（補助率：定額）
（事業実施主体：民間団体等）

[お問い合わせ先：大臣官房環境バイオマス政策課（03－6744－2017（直））]

- 温室効果ガス排出削減目標(2020年までに1990年比25%削減)達成に向け、地球温暖化対策の強力な推進が必要
- 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、生物多様性保全に関する新たな目標が決定予定
 - 温室効果ガス排出削減を誘導する新たな手法の展開、農林水産業が生物多様性保全に果たす役割の理解促進が必要

1. 国内排出量取引制度への農林水産分野からの参画支援

【30(0)百万円】

● 新たな排出削減方法論策定支援

- ・メタンや一酸化二窒素削減等の取組の取引対象化に向けた新たな排出削減方法論の検討・策定を支援

● 排出量取引参画支援

- ・クレジットを創出する複数の農業者等(売り手)と企業等(買い手)とのマッチング等を通じた排出量取引制度への参画支援



2. 農林水産物・食品に係る「CO₂の見える化」の推進

【39(58)百万円】

● 「CO₂の見える化」モデル構築

- ・品目別の温室効果ガス排出量算定基準の策定と「CO₂の見える化」の試行的実施を支援

● 農産物における「CO₂の見える化」ルール構築

- ・農産物に係る「CO₂の見える化」に関する手法の具体的な表示ルール検討を支援

「CO₂の見える化」の表示の例

3. 生物多様性を向上させる農業の拡大の推進

【30(0)百万円】

● 生物多様性向上農業拡大事業

- ・生物多様性のモニタリングや営農条件等の事例収集を通じ、食料生産と生物多様性保全とを両立させる水田農業の取組の実践を全国的に拡大。



- 農林水産分野からの温室効果ガス排出量を排出量取引、「CO₂の見える化」を通じて10万t-CO₂削減(平成24年度)
- 農林水産業が生物多様性保全に果たす役割を理解する国民の割合50%(平成24年度)